

市民会館ギャラリー利用要綱

(設置目的)

第1条 市民会館1階東通路に面した展示ケースを市民に広く開放し、小中学生の作品や、市民の生涯学習活動にともなう作品、ボランティア活動などの成果を発表する機会をつくり生涯学習情報の提供と学習機会の充実を図ることを目的とする。

2 展示場の名称は当分の間「市民会館ギャラリー（以下、「ギャラリー」という。）」とする。

(使用許可団体)

第2条 ギャラリーの使用許可は、以下の団体、組織とする。

- (1) 市内の高等学校、小中学校、保育園、幼稚園。
- (2) 蒲郡市ならびに蒲郡市教育委員会の各課、公所。
- (3) 蒲郡市ならびに蒲郡市教育委員会が所管する公的団体。

(使用の許可)

第3条 展示を希望する団体は、「利用申請書」（様式1）に利用責任者の住所、氏名、連絡先ならびに展示する作品の作者、作品名（表題）の一覧表を事前に蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は利用申請書を受理した後、すみやかに利用の可否を申請者に通知するものとする。

(展示の方法)

第4条 展示物（作品）の搬入搬出は、展示を行う組織、団体がすべておこなうものとする。

- 2 展示にあたって必要な附属材料、消耗品は展示団体が用意する。
- 3 団体の紹介、作品内容に関する主題、解説文、案内文、説明用のチラシなどはすべて各団体が準備する。
- 4 作品数はギャラリーの展示スペースをすべて利用できる数量とする。展示スペースの一部のみの使用は認めない。ただし複数の団体が同一の期間内に展示を計画し、すべての展示スペースを利用する場合は協同利用を認める。

(展示期間)

第5条 展示期間は原則として1ヶ月間（30日間）とする。ただし、必要に応じて10日単位での増加を認めるものとし、最長期間を50日間とする。

2 展示日と観覧時間は市民会館の開館日とし、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(使用料ならびに観覧料)

第6条 ギャラリーの使用料は無料とする。

2 展示団体は来場者から観覧料を徴収してはならない。

(作品の盗難、損傷、破損にかかる責任)

第7条 作品は盗難防止のため、すべて施錠のできるケース内に展示する。展示ケース外（展示ケース上）や通路での机上展示は認めない。

2 作品に盗難、損傷、破損が生じた場合、施設を管理する蒲郡市教育委員会ならびに施設運営を受託している指定管理者は、破損、損傷、盗難にかかる一切の損害賠償責任を負わない。

(著作権の取扱い)

第8条 展示作品の著作権は作者個人もしくは展示申請をした団体に帰属する。蒲郡市ならびに蒲郡市教育委員会は、展示作品について意匠の盗用や商業的利用など、著作者の権利が侵害された場合において、これらにかかるいっさいの責任を負わない。

(付帯設備の設置禁止)

第9条 展示に際し既存の照明以外の照明装置、音響装置などの作品の展示を演出する付帯的な機材、設備を展示場に設置してはならない。

(展示禁止物品)

第10条 以下のものについては展示を禁止する。

- (1) 個人、法人が所有するコレクションとみなされる作品、物品。
- (2) 動物、植物、食品など、館内の衛生環境を悪化させる要因があるため、長期の展示になじまないもの。
- (3) 特定の政党、政治団体の政治活動、宗教団体の宗教活動に関する展示品ならびに掲示物。

(利用申請者の遵守事項)

第11条 利用申請者は展示期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民会館条例、管理規則を遵守すること。
- (2) 展示品の販売や売買契約などの商業活動をしてはならない。
- (3) 利用者は利用許可の権利を他人に譲渡、転貸してはならない。

(庶務)

第12条 ギャラリーの使用に関する庶務は、教育委員会生涯学習課がおこなう。

(疑義の発生と解決)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ギャラリーの使用について必要な事項は教育委員会が定める。

2 ギャラリーの使用に関して疑義を生じた時は、双方が協議うえ解決に努めなければならない。

附 則

この要綱は平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

様式1

市民会館ギャラリー利用申請書

平成 年 月 日

蒲郡市教育委員会 殿

住 所

(団体名)

申請者 氏 名

(代表者名)

電 話

市民会館ギャラリーを利用したいので、下記のとおり申請します。

催事名			
利用内容			
利用期間			
利用責任者	住所		
	氏名		電話番号
その他			